

成田市建設工事表彰要領

(目的)

第1条 この要領は、本市が発注する建設工事を優良な成績で完成した建設業者を表彰することにより、建設工事における施工技術の向上並びに建設業者の育成を図ることを目的とする。

(対象)

第2条 表彰の対象となる建設工事は、本市が発注した工事を誠実に施工し完成（継続工事又は繰越し工事の場合は、最終完成）したもので、工事請負額500万円以上かつ次条に掲げる基準を満たすものとする。

(基準)

第3条 建設工事表彰の基準は、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 工事成績評定書による評定点が80点以上の優秀な工事（以下、「優秀工事」という。）であること。または、75点以上の優良な工事（以下、「優良工事」という。）であること。
- (2) 他の工事においても65点以上であること。
- (3) 建設現場において安全管理が十分に確保されており、地元住民との間に問題を起こしていないこと。
- (4) 表彰対象年度及び表彰式当日までの期間に、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定による監督処分及び成田市建設工事請負業者等指名停止措置要領の規定による指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 契約書、設計図書に基づき誠実に施工され、その施工技術が他の模範と認められた工事発注課の課長が推薦した工事。

(表彰対象の選定)

第4条 優秀工事を表彰の対象とする。ただし、表彰件数の対象が表1の件数に満たない場合は、表1の表彰件数を上限として優良工事から対象を選定するものとする。なお、表彰対象となる優良工事が同等の成績で複数となり、表1の件数を超える場合は、表1の件数に限らず表彰の対象とする。

表1

対象業種	表彰件数
土木一式工事	4
建築一式工事	1
電気設備工事部門	1
機械設備工事部門	1
その他工事部門	1

(審査会)

第5条 表彰を受ける建設工事を選考するため、成田市優良建設工事表彰審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(組織)

第6条 審査会は、委員長及び委員をもって組織する。

(委員長)

第7条 委員長は、副市長の職にあるものをもって充てる。

2 委員長は、審査会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けるときは、工事検査主管部長の職にある者がその職務を代理する。

(委員)

第8条 委員は、**成田市入札等審査会規程**による委員をもって充てる。

(会議)

第9条 審査会の会議は、委員長が招集する。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(事務局)

第10条 審査会及び表彰式の庶務は、工事検査主管課において処理する。

(報告)

第11条 委員長は、審査の結果を速やかに市長に報告しなければならない。

(決定)

第12条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容を勘案し、表彰者を決定するものとする。

(表彰)

第13条 表彰は、市長が定める日に、表彰状を授与することにより行う。

(補則)

第14条 この要領に定めるもののほか、必要な事項が生じた場合には、審査会に諮るものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成24年4月1日から施行する。

(成田市優良業者及び優良工事の表彰に関する要領の廃止)

2 成田市優良業者及び優良工事の表彰に関する要領（平成3年7月1日施行）は、廃止する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和9年4月1日から施行し、令和8年度の完成工事から適用する。